木簡は、接合しない二片と墨痕が確認できない一片があるが、元来は一点の木簡だったものと推定した。全体の形状は不明であるが、文字が記された二片はそれぞれ木簡の右端、左端に相当すると考えられる。材質はヒノキの板目材で、木目方向を横位にして文字を記す。墨痕は総じて不明瞭で、全体の文意は不明であるが、中世の寺院とする前述の推定と関わる語句が散見する。

なお、釈読にあたっては、稲沢市教育委員会の愛甲昇寛、名古屋大学の稲葉伸道、名古屋短期大学の上村喜久子、岐阜聖徳学園大学の清田善樹、日本福祉大学の福岡猛志、中京大学の村岡幹夫の各氏よりご教示を得た。

9　関係文献

(財)愛知県教育サービスセンター愛知県埋蔵文化財センター『下津北山遺跡』(二〇〇〇年)

(早野浩二)

(配置は推定)

愛知・清洲(きよす)城下町(じょうかまち)遺跡

1　所在地　愛知県清須市(旧西春日井郡清洲町)大字清洲字古城ほか

2　調査期間　一　一九八六年(昭61)八月～一一月、二　一九九二年(平4)一一月～一九九三年一月、三　一九九三年七月～九月、四　一九九六年一二月～一九九七年三月、五　一九九七年一一月～一九九八年三月

3　発掘機関　(財)愛知県埋蔵文化財センター

4　調査担当者　一　梅本博志・小澤一弘・細野正俊、二・三　大竹正吾・蟹江吉弘、四　増澤　徹・宮腰健司・原田　幹、五　黒田哲生・石黒立人・浅井厚視

(名古屋北部)

5　遺跡の種類　城郭・都市跡、集落跡

6　遺跡の年代　室町時代後期～江戸時代

7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

清洲城下町遺跡は、濃尾平野を南流する五条川によって形成された自然堤防及び後背湿地上に立地する。発掘調査は一九八一年から継続して行なわれ、調査総面積は約九万㎡に及んでいる。今回報告する調査区のうち、六一B区・九二C区・九六区・九七C区は、五条川河川改修に伴う事前調査で、それぞれ七〇七㎡・二二〇㎡・二〇〇〇㎡・六〇〇〇㎡が発掘調査された。また、九三D区は県道清洲新川線街路新設改良事業に伴う事前調査で、五〇〇㎡が発掘調査された。

まず、六一B区は五条川左岸の遺跡南部に所在する。清須城下町期前期（一五世紀末から一六世紀中頃まで）の武家屋敷と、城下町期後期（一五八六年頃から一六一〇年まで）の町屋、及び江戸時代の清洲宿場町に関連する遺構などが確認されている。木簡は一九世紀前期に位置づけられる巨大廃棄土坑SK六六九一から二点出土した。

九二C区・九三D区は五条川左岸の遺跡中央部に所在する。九二C区では、戦国時代を中心とする清須城下町段階の五条川旧河道NR四〇〇一と、江戸時代の清洲宿場町に関連する遺構などが確認されている。城下町期前期の旧河道NR四〇〇一からは大量の陶磁器・土器類とともに木簡が一点出土した。九三D区では、一辺が約二〇〇mにも及ぶ居館推定地を囲む幅約一〇mの堀SD〇一が検出され、この堀から城下町期前期の多量の土師器皿とともに木簡が四点出土した。

一方、九六区・九七C区は五条川右岸にあり、後期清須城本丸の東縁部に相当する地点である。調査区北端部に城下町期後期の張り出し部があり、その南北両側に下部に土台木を有する石垣が構築されていた。城下町期前期では五条川旧河道や溝が確認されている。木簡は、石垣が構築される以前の城下町期前期の五条川旧河道の堆積物から、九六区のトレンチで三点、九七C区で二点出土した。後者は江戸時代に時期が下る可能性もあるが、遺物の大半は城下町期前期に属するものであり、木簡も同時期であると考えてよい。

なお、同じ五条川右岸を調査した九四A区において、北側の石垣遺構の土台木に墨痕が残存するものが一点出土したが、これはほぞ穴の目印につけた墨痕と考えられるので、木簡としての釈文は立てなかった。

8　木簡の釈文・内容

一　六一B区

(1)　「水」　　径130×高104×厚2　061

(2)　「水」　　径30×高115×厚2　061

(1)(2)はともに柄杓の底板外面に墨書されたもの。(1)は曲物桶柄杓、(2)は結物桶柄杓である。

二　九二C区

(1)　・「（キャカラバア）南無□□世仏已浄土有性無性斎成仏道為□道禅門也」
　　・「（バン）南無阿弥陀仏」　295×30×2　061

頭部が五輪塔形に作られた卒塔婆である。

三　九三D区

(1)　□　(34)×(67)×1　061

(2)　「□□」　(98)×(33)×1　061

(3)　「おしやうけんさま」　115×27×3　051

(4)　ム無名西二親□　七月十八日」　(218)×20×2　061

(1)は折敷底板に墨書したもの、(2)(4)は卒塔婆、(3)は「於　将監様」と解釈すれば、千秋左近将監季通を指す可能性がある。季通は公家山科言継が清須に滞在した間に鞠道の弟子になった人物で、熱田大宮司紀伊守であった。その居所が居館の近辺に所在していたことも考えられよう。

(4)の七文字目は、「咎」または「共」の可能性がある。

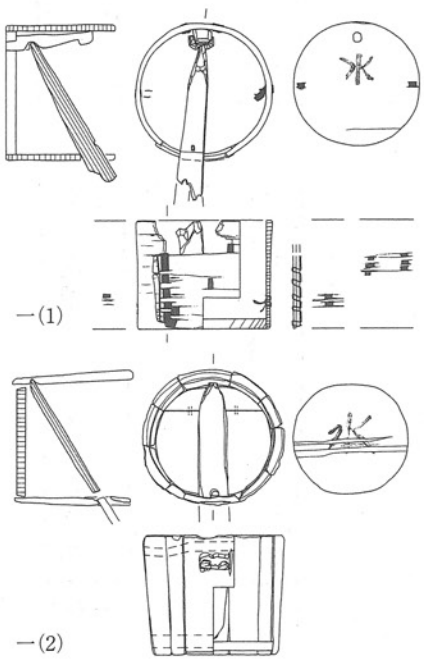

一(1)

一(2)

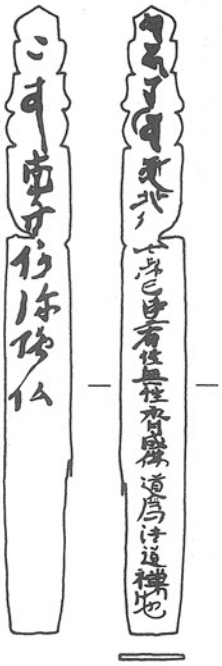

二(1)

四　九六区

(1)　「□南無妙×　(45)×28×1　061

頭部を五輪塔状に形作られた卒塔婆または柿経である。

五　九七C区

(1)　□□□□□」　(170)×24×1　061

(2)　「□□□□□」　237×(28)×1　061

(1)(2)は、白木の折敷底板状の板材に墨書したものである。

なお、木簡の釈読に際しては名古屋市蓬左文庫の下村信博氏のご教示を得た。

9　関係文献

(財)愛知県埋蔵文化財センター『清洲城下町遺跡』Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ（一九九四年、一九九五年、一九九六年、一九九七年）

(財)愛知県教育サービスセンター愛知県埋蔵文化財センター『清洲城下町遺跡』Ⅷ（二〇〇二年）
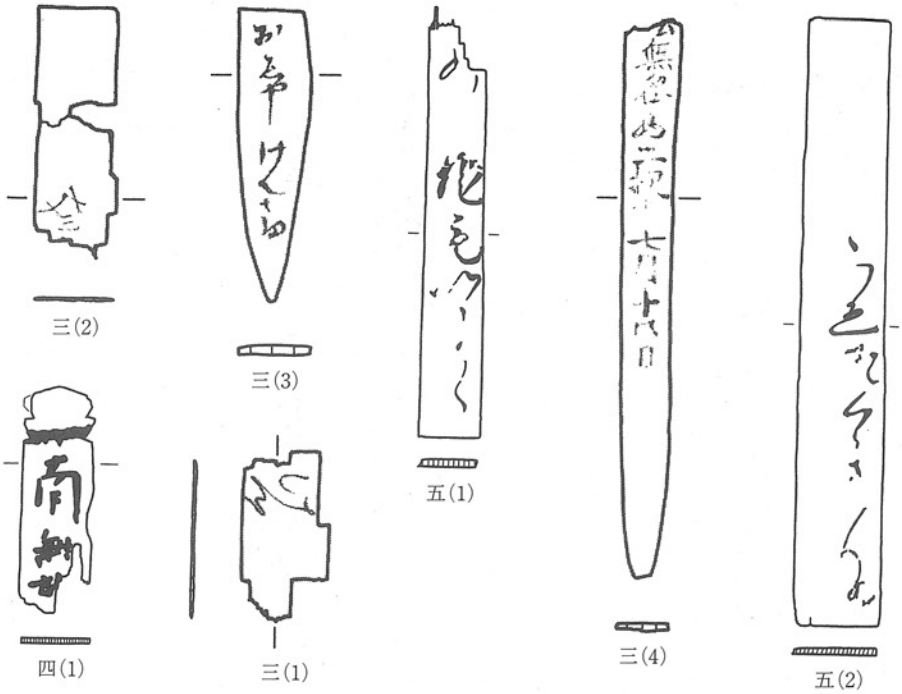
（鈴木正貴）